

公益社団法人日本顕微鏡学会  
慶弔規程

平成 25 年 9 月 21 日 理事会決定

- 第 1 条 日本顕微鏡学会（以下本学会という）の会員が逝去したときには、会報に逝去会員の氏名を掲載して弔意を表す。
- 第 2 条 本学会の会員の逝去について、総会の際に会長より報告し、黙祷を捧げ弔意を表す。
- 第 3 条 本学会の名誉会員の逝去に際しては、第 1 条、第 2 条の他に下記(1)から(4)を行い弔意を表す。
- (1) 弔電をおくる。
  - (2) 生花をおくる。
  - (3) 会長、副会長又は理事が弔辞を捧げる。
  - (4) 顕微鏡学誌に写真及び弔辞を掲載する。
- 第 4 条 本学会の顧問の逝去に際しては、第 1 条、第 2 条の他に下記(1)から(3)を行い弔意を表す。
- (1) 弔電をおくる。
  - (2) 生花をおくる。
  - (3) 顕微鏡誌に写真及び弔辞を掲載する。
- 第 5 条 本学会の役員、代議員、及び会員歴 20 年以上の会員の逝去に際しては、第 1 条、第 2 条の他に下記(1)および(2)を行い弔意を表す。
- (1) 弔電をおくる。
  - (2) 日本顕微鏡学会会報に追悼文(200 字以内)を掲載し、弔意を表す。
- 第 6 条 その他、本学会への貢献により弔意又は祝意を表す必要があると判断されるときは、会長の判断により、弔辞、祝辞、弔電、祝電、生花又はそのいずれかなどを送ることができる。
- 第 7 条 本学会の事務局長及び職員の逝去に際しては、第 5 条に準じる。

第8条 第1条から第7条までに記載した弔意又は祝意を表す際は、遺族又は関係者の同意のもとで行う。

#### 附則

1. 弔意の実施は、会員の逝去を本学会で確認したか、その通知を受けた場合に行う。
2. 生花を送ることについては、逝去会員が遠隔地などの理由がある場合に、生花に相当する弔慰金に代えることができる。